

令和五年六月十六日受領
答弁第八一一号

内閣衆質二二一第八一号

令和五年六月十六日

内閣総理大臣 岸田文雄

衆議院議長 細田博之殿

衆議院議員井坂信彦君提出児童生徒の登下校時における日傘の使用に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員井坂信彦君提出児童生徒の登下校時における日傘の使用に関する質問に対する答弁書

一について

文部科学省が都道府県教育委員会等に対し、御指摘の「児童生徒の日傘の使用」について指示をしたこととはない。

二、三、五及び六について

お尋ねの「猛暑でも日傘の使用を禁止している学校」の存在について詳細を把握しておらず、また、お尋ねの「日傘の使用によって想定されるリスクやデメリット」について網羅的に把握していないため、お答えすることは困難であるが、いずれにせよ、御指摘の「登下校時の日傘の使用」の在り方については、地域の実情等に応じて各学校及びその設置者が合理的に判断すべきものであると考えている。

四について

「学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き」（令和三年五月環境省・文部科学省作成）における日傘に関する記載の在り方については、専門家の意見を踏まえつつ、その要否も含めて検討してまいりたい。